

新横浜公園駐車場料金の障害者等減免について

制定 平成 25 年 7 月 1 日

最近改定 令和 6 年 4 月 1 日

1 対象駐車場

新横浜公園第 1、第 2、第 3 駐車場

※ レストラン横のタイムズ日産スタジアム駐車場及び日産スタジアムで行われるイベントで主催者が受付をしているものは対象外となります

2 対象者

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けている方
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (4) 上記(1)～(3)の方の介護をするためにご利用する方
- (5) 特別支援学校(盲学校・聾学校・養護学校)などのバスによる駐車場利用において、別紙「新横浜公園駐車料金減免申請書(団体)」を新横浜公園管理事務所に事前に提出し、了承を得た学校等

3 減免額

全額免除

4 利用方法

駐車場の精算をする前に、入場時に発券される駐車券と対象者を証明できる手帳を下記の受付にご提示ください。スマートフォンの障害者手帳アプリ「ミライロ ID」で情報を表示・提示された場合も、駐車場減免の対象となります。その際に、入場時に発券される駐車券と引き換えに無料出庫券をお渡しします。(受付場所により、受付時間が違いますのでご注意ください。)

なお、特別支援学校などのバスによる駐車場利用については、専用の「新横浜公園駐車料金減免申請書(団体)」を新横浜公園管理事務所へ事前に提出・了承を得てください。ご利用日当日、新横浜公園管理事務所にて、無料出庫券をお渡しします。(受付は、管理事務所のみとなります)

【受付場所及び受付時間】

(1) 新横浜公園管理事務所

受付時間	8:30~17:15
休業日	毎週火曜日及び年末年始

(2) 新横浜公園第2レストハウス受付

受付時間	3月1日~12月27日 / 8:30~21:00 上記期間以外 / 8:30~17:00
休業日	毎月第3月曜日終日、第1・第5月曜日の9:00~13:00(休日の場合はその翌日)、年末年始

(3) 新横浜公園第3レストハウス受付

受付時間	5月16日~8月15日 / 8:30~19:30 上記期間以外 / 8:30~17:30
休業日	毎月第3・第4月曜日終日、第1・第5月曜日の9:00~13:00 (休日の場合はその翌日)、年末年始

(4) 日産ウォーターパーク受付

受付時間	平日・土曜日 / 9:00~21:00 日曜日・祝日 / 9:00~17:00 ※7・8月の日曜、祝日 9:00~19:30
休業日	毎月第3火曜日(ただし、祝日の場合は営業、7・8月は営業) 1月~3月は第3・4火曜日、年末年始、施設点検日(冬期)

(5) 横浜市スポーツ医科学センター総合受付

受付時間	平日・土曜日 / 9:00~20:00 日曜日・祝日 / 9:00~16:00
休業日	毎月第3火曜日(ただし、7・8月は営業)、1月~3月は第3・4火曜日、年末年始

5 その他

駐車場の事前予約はできません。